

◎新潟県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年3月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 路線名 県道 東飛山名立線

2 供用開始の区間

上越市名立区平谷字堂ノ下2863番から同市名立区折戸字細田2733番まで

3 供用開始の期日 平成31年3月5日